

第1 法曹人口問題

1 将来的な法曹人口、司法試験合格者数の検証について

将来的な法曹人口、司法試験合格者数については、重要な問題であると認識しています。法曹人口の増加によってひとりひとりの業務がどうなるのか不安にもたれている会員がいらっしゃることも承知しております。

この法曹人口についてどう考えるかは、法曹の業務量や業務内容がどうなっているのか、今後どうなるのか、就職・任官・任検の現状や将来予測、司法基盤整備の状況及び法曹の質などの視点から総合的に検討すべきものと考えております。

そして法曹人口政策と司法試験合格者数に関して、日弁連では、1年以上にわたり検証して、2022年3月17日付けで理事会における承認を得て「法曹人口政策に関する当面の対処方針～司法試験合格者数の更なる減員に関する検証結果～」を公表しました。

(https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2022/220317_3.html)

現状でも求人状況は良好であると認識していますし、新たな業務への拡がりもあると考えており、その後の状況等に大きな変化はないものと承知しています。

そのため、現状において、改めて日弁連で組織を設置して検証を行うことは考えておりません。

日弁連では、就職状況等に関する新規登録弁護士向けのアンケートを毎年継続的に行うなどして状況を見ておりますので、その他にも含め状況に大きな変化がみられ、改めて検討・検証する必要性が出てきたと判断した場合には、その状況の内容や考えられる要因等を踏まえ、組織設置の可否及びその委員の構成も含めてどのような検討や検証が可能か考えて参りたいと思います。

2 司法試験の選抜機能、弁護士需要について

(1) (1) アについて

法科大学院制度は、司法試験という「点」のみによる選抜から、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた、プロセスによる法曹養成への転換をはかることを眼目として創設されました。司法試験も、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきとされ、合格率7～8割を目指すべきとされました。

これによって、司法試験合格だけを目的とするのではなく、合格後を見据えた、質の高い法曹になるための教育を法科大学院において行うことが期待されたのです。

創設後、法科大学院の志願者減少などで厳しい時期が続きましたが、2019年の法改正によって法曹コースが設置され、在学中受験制度が創設されたことにより、この5年間に法科大学院志願者数は約2倍に増加し、法科大学院入学者の質も向上してきています。また、この20年間の教育現場における努力や、弁護士を中心とした補助教員によるサポート体制の充実などを通じて、総体としての法科大学院教育の質は大きく向上しています。

そういう状況のなかで、司法試験の全体の合格率、初回受験合格率ともこの間、上昇を続けており、在学中受験者の合格率もかなり高いものになっています。

このことは、法科大学院を中核とする法曹養成制度が、ようやく制度創設当初の理念に向けて少しずつ歩み出したことを意味していると思います。

また、近時の若手法曹の質に関する調査結果（参考：法務省「第2回法曹の質に関する検証結果報告書」（令和6年））などをみても、司法試験の選抜機能は適切に機能しているものと評価できます。

このように、合格率が高いことイコール選抜機能を果たしていないということではないと考えます。

(2) (1) イについて

2019年法改正によって法学部に法曹コースが創設されたことにより、法学部の法曹コースと法科大学院が連携して法曹になるための教育を行うという制度的な枠組みが設けられました。これは、法科大学院の独立性を前提とした創設当初のあり方からすると、少なからぬ軌道修正ではありました。

しかし、司法試験という「点」のみによる選抜によって法曹適格者を確保していくという従来のあり方から、法曹コースと法科大学院教育という「法学教育」によって法曹適格者を育てていくという、ご指摘の「プロセス重視」の理念との関係では、何ら逆行するものではないと思います。

他方で、「多様性」に逆行するのではないかという点については、ご指摘のとおり課題が存すると思います。

2019年法改正による法曹コースと在学中受験の創設は、法曹になるまでの時間的、経済的負担を軽減することによって、法科大学院志望者を増加させることなどを目的とした制度改革でした。これによってこの5年間に法科大学院志願者数は約2倍に増加し、法科大学院は、制度存続の危機を脱して安定期に入ったとも言われます。

このような改革は、当時の状況の下、法科大学院制度を安定的に存続させるためには必要な改革であったと考えますが、ご指摘のとおり、ここでは、法学部から法科大学院を経て早く法曹になる道がいわばメインストリームとされたため、非法学部出身者や社会人経験者などの多様な人材を法科大学院に迎え入れるという観点からは、課題を残していると考えます。

このような多様な人材が法曹を目指す道が狭められることのないよう、弁護士会としても、未修者をサポートする補助教員の送り出しなどを通じて法科大学院の未修者に対するバックアップを強化するとともに、現在、日弁連が社会人の法曹志望者を対象として行っている、ウェブサイトを通じた情報提供や、社会人出身弁護士による個別相談、オンラインセミナーを、非法学部出身者にも拡大するなど、社会人や非法学部出身者に対するサポートを充

実させていく取組が必要と考えます。

(3) (2) について

将来の弁護士需要については、訴訟業務のみならず、訴訟外の業務もあります。近年の課題としても、共同親権に伴うもの、犯罪被害者支援の関係、精神保健当番弁護士の関係、難民の問題、多文化共生に関するもの、企業の社外役員、企業・学校他の第三者委員会の委員など社会的課題は新たなものも含めて様々なものがあり、弁護士に対するニーズも様々なものがあると認識しています。これらの需要については、社会の複雑化、高齢化、経済状況、人口動向等様々な要因によって左右されるものと思います。

10年先、さらにその先の需要予測は困難ですが、任期中においても、弁護士の業務拡大に向けて取り組んで参りたいと考えています。

第2 民事訴訟IT化

1 民事訴訟IT化の施行について

(1) (1) について

m i n t s は 2 0 2 3 年 1 1 月 2 8 日 まで に 簡 易 裁 判 所 を 除 く す べ て の 裁 判 所 に お い て 運 用 が 開 始 さ れ て お り 、 2 0 2 5 年 7 月 1 7 日 か ら は 簡 易 裁 判 所 に お け る 運 用 も 始 ま っ て い ま す 。 本 年 5 月 2 1 日 施 行 の フ ェ ーズ 3 で 使 用 さ れ る シ ス テ ム は 、 m i n t s を 改 修 し た も の で あり 、 ご 存 知 の と お り 昨 年 1 0 月 か ら フ ェ ーズ 3 に 対 応 す る た め の 新 た な 機 能 が 実 装 さ れ ま し た 。 現 在 、 日 弁 連 や 弁 護 士 会 に お い て も フ ェ ーズ 3 に 対 応 し た m i n t s の 研 修 環 境 を 用 い て の 研 修 が 行 わ れ て い る も の と 承 知 し て お り ま す 。 現 時 点 に お い て 、 5 月 2 1 日 の 施 行 日 に は 安 定 し て シ ス テ ム を 利 用 で き る も の と 考 え て お り ま す 。

確かに全く異なるシステムが2つ並行して運用されることになれば、一般論としては混乱が生じることが懸念されますが、T r e e e S は、m i n t s より使い勝手のよいものと伺っております。そのために最高裁もあえて速

やかなT r e e e Sの運用開始を決めたものと理解しておりますので、大きな混乱は生じないものと考えております。

(2) (2) について

システム開発については、これまでも、最高裁と日弁連との間で頻繁に協議を続け、日弁連として必要な意見を述べております。施行後に混乱が生じた場合においても、従前の協議の場を通じて速やかな対応を最高裁に求めるとともに、緊急の場合には直接改善を求めていく所存です。

(3) (3) について

I T義務化後が本年5月21日以後ということであれば、現時点で必要性があるとは考えておりませんが、会長就任後、現場の声を踏まえ、最高裁とも協議して必要な対応を求めていきたいと考えます。

システム運用上の問題には、最高裁が統一的に対応すべき問題と、現場の判断に委ねられる問題があるものと考えられます。最高裁が統一的に対応すべき問題について、現場の声が直接最高裁に伝わるルートは必要かもしれません。もっとも、そのために特別な組織、機関が必要なのかについては、今のところその必要性は感じておりませんが、前述のとおり現場の声を踏まえ、必要な対応をしていきます。

2 民事訴訟I T化の本人サポートについて

(1) (1) について

ご指摘のとおり、改正法の施行に当たり、例えば衆議院法務委員会の附帯決議3項は「訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること」としています(参議院も同様)。現在、最高裁において日弁連とも連携して、同項における環境整備が進められているものと理解しております。現時点において、環境整備の責務を果たしたといえるか

を判断するのは時期尚早と考えます。

(2) (2) について

ご質問の「環境整備」が附帯決議3項を指しているとするれば、まずは最高裁において容易に電子申立て等ができるようなシステムを構築することが大前提です。その上で、システムの利用方法などについて分かりやすい広報が必要と考えます（附帯決議4項関係）。

システムに不備があったり、広報が不十分と考えられる場合には、公式に政府や最高裁に対し、環境整備を求めていると考えています。

(3) (3) について

ア アについて

本人サポートを提供するかどうかは各弁護士及び各弁護士会が自由に決めてよいと考えます。

イ イについて

一般に「サポート」の言葉の意味は、弁護士が行う訴訟代理行為も含まれる広い概念であると考えます。ご指摘のように基本方針は、実質サポートと形式サポートを区別しているところ、日弁連が昨年11月25日に発した会員向け資料「デジタル化された民事裁判手続における本人サポートの留意点」（以下「留意点」といいます。）においては、「本人サポート」を「法律事務ではなく事実行為」に限定しています。これは、留意点における「本人サポート」の意味を定義して、その定義に従った「本人サポート」の留意点を周知することにしたものと考えられます。それぞれの場面において、使用される「本人サポート」の意味は、異なり得るものであり、意味するところの違いによって混乱が生ずることはないものと考えます。なお、「形式的サポート」と「実質的サポート」の区別は、2020（令和2）年3月10日の「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」の取りまとめにおいても使用されております。すなわち、対外的には、

本人サポートは事実行為に限定せず使用されています。

ウ ウについて

確かに、本人サポートを提供することが弁護士に期待される可能性もありますが、サポートを提供するか否か、提供するとしてもどのようなサポートを提供するかについては、日弁連が強制するものではなく、あくまで各弁護士、弁護士会に委ねられているものと考えます。

エ エについて

ご指摘のとおり、附帯決議は政府・最高裁に環境整備を求めています。一般論として、政府や裁判所の対応がなされないうちは、日弁連に何ら対応すべき責務がないという考え方は、日弁連として採用していないものと承知しております。

この問題に関していえば、訴訟提起は、裁判を受ける権利に関わる重要な問題です。そのことは改正時の議論においても、日弁連に限らず、弁護士会の意見表明においても度々、指摘されてきたところ。仮に環境整備が不十分なため、国民の裁判を受ける権利が損なわれる可能性があるのであれば、司法の一翼を担う日弁連としては、裁判を受ける権利の実現のためにできることをするべきものと考えます。

オ オについて

ご指摘のとおり、2019年から8年近く経過しており、その間に改正法が成立し、システムについても明らかになってきましたので、基本方針を見直す必要も生じてくるものと考えます。見直す場合には、内容によって弁護士会への意見照会も実施したいと考えます。

(4) (4) について

費用や時間、事務作業の軽減などオンライン申立てによるメリットも大きく、一概に不利益とは言えないものと考えます。

(5) (5) について

ア アについて

1④については、事実行為であっても弁護士業務に関係するものであれば弁護士賠償責任保険が適用されるべきものと考えますが、適用されない可能性があるとするれば、日弁連として保険会社と内容を確認し、必要に応じて適用されるように求めていく必要があるものと考えます。

2④については、ミスが存在すれば、法律上その責任が発生する可能性があることは否定できないと考えます。

3④については、そのような責任が発生するかは契約の内容によるものと考えられます。そのような責任が生じないよう委任契約を定めることになるものと考えられます。

4④については、弁護士としては違法行為を助長することはできませんので、違法な内容を含む書面のアップロードは断ることになるものと考えます。そのために弁護士がアップロードする前に書面を読む必要があるかどうかは、具体的な場面において判断していただくことになるのではないのでしょうか。

日弁連としては、他の弁護士業務同様、これらの業務にも少なからずリスクがあるとの前提で、昨年、留意点を公表したのと考えます。今後、日弁連としては会員に対しこうした留意・注意事項について周知を図っていくべきと考えます。

イ イについて

ご指摘のとおりと考えます。

(6) (6) について

前述のとおり日弁連としても国民の裁判を受ける権利を実質的に保障すべく活動することは重要な役割といえます。現在の社会生活においてオンラインを利用することの利便性はますます高まっていくものと考えられます。日弁連としても社会情勢を踏まえ、多くの国民がまねく司法の恩恵を受けられるように広報していくことが重要と考えます。

第3 当番弁護士の登録者数について

1 1について

かつては登録をしていましたが、現在は実働していません。

2 2について

はっきりと覚えていませんが、登録直後から15年くらいは実働していたと思います。

3 3について

弁護士会の会務活動等の公益活動で多忙となったためです。

4 4について

当番弁護士の登録者数の減少が各単位会でみられており報道もされており、その理由は単位会毎にそれぞれ事情が異なるように思われますが、全般に共通する理由としては、以下のようなことが考えられます。

① 弁護士の指向（思考）の変化

当番、国選のような地道な人権擁護活動を積極的に行う弁護士が若手を中心に減少しており、会務活動を行う弁護士の減少、法テラススタッフ弁護士や公設事務所を希望する弁護士の減少、新人弁護士の地方登録者数が減少していることと共通した弁護士の指向（思考）の変化があるように思われます。

② 刑事弁護の専門化

刑事弁護活動において必要とされる業務内容が多様化・複雑化しており、刑事弁護に従事することに消極的になっている傾向があるのではないかと思います。また、裁判員裁判はもちろん、当番弁護士は被疑者段階の初期からの弁護活動を行うこととなりますが、身柄拘束からの解放や不起訴に向けた活動など多様な活動も求められ、当番、国選に対する負担感が増しています。刑事弁護の専門化に見合った弁護報酬となっていないこともあり、当番弁護士への登録者数が減少しているのではないかと思います。

③ 困難案件の増加

対応が困難な被疑者、被告人が増加しており（弁護人として対応できない要求を強制したり、弁護人に対して高圧的な態度をとったりするなど）、弁護人がそれにうまく対応できない事例がみられます。実際にそのような経験があったり、そのような経験を他の弁護士から聞いたりなどして刑事弁護に対する意欲を失う会員もいるのではないかと考えます。

なお、①から③は、それぞれ独立した原因というよりは、全てが相まって当番、国選の活動に対して消極的になる要因となっていると考えられます。

10年前との比較ですが、①の弁護士の指向（思考）の変化は、この10年で顕著になったように思われます。②刑事弁護の専門化もこの10年で進んでいるし、③の困難案件の増加もこの10年で増えているように思います。

人数の少ない単位会などでは、これまでも少ない人数で当番、国選を回していたところに、当番、国選の登録者数が減少したことで、当番、国選に従事している弁護士の負担が増え、さらに登録者数が減少するという負のスパイラルに陥っているように思われます。

5 5について

弁護士会毎にも登録率は異なっていると思われ、世代ごとに顕著に登録率が下がっている世代があるかどうか分かりません。

6 6について

専門化した刑事弁護の労力に見合った適切な弁護報酬の増加が必要と思われます。現在日弁連で、刑事弁護活動及び実態に関するモニタリング調査を行っていますが、その結果を分析し、分析結果をふまえて、適切な報酬額を法テラス等に対して提案していきたいと考えています。そして、法テラスが弁護報酬の増額や拡大を行うまでは、日弁連の行っている刑事被疑者弁護援助制度の充実化を、現場のニーズを踏まえながら引き続き検討することも必要と思われます。

また、困難案件に対しては、特別案件として報酬額の増額を要求し

たり、弁護士会がフォローをする体制構築を構築したりすることも必要です。

その他、刑事弁護の意義ややりがいを研修等で会員に広めるほか、ロースクール、学部の学生にも伝えて刑事弁護に意欲を持った弁護士を増やしていく方策をとっていきたいと考えています。

第4 広告規制問題について

1 1 (3) アについて

日弁連は、2000年（平成12年）司法アクセス障害解消を目的として、「弁護士等の業務広告に関する規程」を制定し、禁止される広告や表示できない広告事項等を定めてそれ以外の弁護士業務広告を解禁しました。

弁護士業務広告を全面禁止すべきであるとの意見もありますが、広告は市民の司法アクセス確保の点で有益であり、全面禁止は日弁連の方針とは異なります。大量事件受任は、それ自体が問題となるのではなく、受任した事件の不適切処理が問題となるものと認識しています。

したがって、広告にかける金額が高額であっても、事件処理がきちんとしているなら、取り締まる必要はないのであって、広告料の金額の上限規制をするべきではないと考えます。

2 1 (3) イについて

業務広告に対する各弁護士会の調査措置に関しては、その経験の少ない弁護士会向けに、業際・非弁・非弁提携問題等対策本部が、フォローする体制を整え、その旨を事務総長から各単位会に連絡しています。

ネットパトロールについては、日弁連にも意見が寄せられていると聞いておりますが、会員の指導・監督はその会員が所属する各弁護士会が行うべきであり、日弁連において認知した違反広告について弁護士会をいわば飛び越えて調査する権限はないと思料されます。違反広

告の調査主体は、あくまでも各弁護士会ですので、その弁護士会の対応が重要であると思料します。

もちろん、ネットパトロールが必要不可欠であるとの見解もあり得るところですが、その場合は、ネットパトロールで発覚した違反広告について、広告主の所属する弁護士会に通知をするにとどまる運営となるものと思いますが、それでよいのかの検討も含めて必要する必要があります。

第5 弁護士に共通する「本質」は何かについて

弁護士倫理を守り、独立して職務を行って、法律の解釈・適用を通じて人権擁護と社会正義を実現するという基本理念が弁護士の本質であることは言うまでもありません。

さらに、多くの弁護士は、依頼者の紛争や課題を解決するなどして報酬を得て活動をしてその基盤を築いております。

これも弁護士に特有の事情であり、これらをバランスよく両立させることが重要だと考えています。

そのことに照らし、弁護士自治を堅持し、弁護士の人権擁護活動を支援するとともに、司法基盤の整備を含め司法制度の改善、改革等にさらに取り組みます。そして、弁護士が十全にその役割を果たすことができるよう、弁護士の活動領域をさらに拡充させ、また、国選報酬や民事扶助報酬の適正化等の問題にも取り組みます。

このような活動を通じて、弁護士の本質を維持・発展させ、誰もが未来と夢を描けるよう、地域の声に寄り添い弁護士と司法の未来を創るために全力で取り組んで参ります。

以上